

加入者のみなさまへ マイナンバーの提出をお願いします。



当健康保険組合の加入者様（被保険者及び被扶養者全員）のマイナンバーについては、平成28年10月から11月にかけて事業所を通じて提出していただく予定としておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、提出いただいたマイナンバーについては、そのまま番号制度の情報連携に用いられることになりますので、事業所へ提出される際は、十分確認して提出してください。

特に、被扶養者様のマイナンバーについては、被保険者様が確認して提出することになっておりますので、ご注意ください。

※参考：健康保険組合は、平成28年1月1日以降、番号法第14条に基づき、事業主に対し、被保険者及び被扶養者のマイナンバーの提出を求めることができます。

今後の 予定

- 平成29年1月から 届出書等へのマイナンバーの記載開始
- 平成29年7月から マイナンバーを活用した情報連携開始
（※住民票等の添付書類の省略）